

(参考※5)

## 虐待防止チェックリスト 職員用 (通所施設)

1.通所者への体罰など	よくある	時々ある	ない
①通所者に対して殴る、蹴る、その他のケガをさせるような行為を行ったことがある。			10
②通所者に対して、身体拘束や長時間正座、直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。			10
③通所者に対して、食事・おやつを抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。			10
④通所者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。			10
2.通所者への差別			
①通所者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。			10
②通所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。		注2	8
③障がいにより克服困難なことを、通所者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。			10
④通所者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。		注2	8
⑤通所者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。			10
3.通所者に対するプライバシーの侵害			
①職務上知り得た通所者個人の情報を他に漏らしたことがある。			10
②通所者の同意を事前に得ることなく、所持品を確認したことがある。		注4	6
③a (男性職員が) 女性通所者の衣服の着脱、排泄、生理等の介助をしたことがある。			10
③b (女性職員が) 男性通所者の衣服の着脱、排泄等の介助をしたことがある。		注10	
④通所者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や制作した作品を展示したことがある。			10
4.通所者の人格無視			
①通所者を呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだことがある。		注10	
②通所者に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。		注4	6
③通所者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある。		注3	7
④通所者を長時間待たせたり、放置したことがある。			10
⑤担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。			10
5.通所者への強要制限			
①通所者に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。			10
②通所者の作業諸活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある。			10
③通所者に嫌悪感を抱かせるような作業訓練などを強要したことがある。		注4	6
④家族友人等への電話や手紙など連絡を制限したことがある。			10

### 注

2.②について 差別ではないが、通所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等により支援の別を付けざるを得ない。

2.④について 通所者の言葉や歩き方等の真似を悪意をもってするわけでは無いが、支援の為に客観的に本人に周知する必要が生じた場合、したことがある。

3.②について 着替えや事業所に提出する書類等を自ら取り出すことが困難な利用者などのカバンを確認することがある。

3.③bについて 女性職員が男性通所者 (小学校低学年または肢体不自由児については、小学校6年生まで) に対し、同性介助ではない事がある。

4.①について 利用者が児童に限定されている為、保護者や本人の許可を得て、通所者を呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼ぶ事がある。

4.②について 強度行動障害児通所者に対してやとっさの危険回避のために、威圧的な態度や命令口調で話さざるを得ないことがある。

4.③について 通所者の注意引き行動などの場合無視ではないが、支援の一環とし間接視野のみの見守りとする場合がある。

5.③について 創作活動など通所者が嫌悪感を抱くか分からないが、実施してはみるが嫌がるようなら無理強いさせない。

(参考※5)

## 虐待防止チェックリスト 施設用

1.規定、マニュアルやチェックリスト等の整備	できている	どちらともいえない	できていない
①倫理綱領、職員規範を定め、職員への周知ができている。	○		
②虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底すると共に活用している。	○		
③緊急やむを得ない場合の身体的拘束等の手続き、方法を明確にし、利用者や家族に事前に説明を行い、同意を得ている。	身体拘束の該当者なし		
④個別支援計画を作成し、適切な支援を実施している。	○		
⑤利用者の家族らから情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにしている。	○		
2.風通しの良い職場環境づくりと職員体制			
①職員会議等で情報の共有と職員間の意思疎通が図れている。	○		
②上司や職員間のコミュニケーションが図られている。	○		
③適正な職員配置ができている。	○		
3.職員への意識啓発と職場研修の実施			
①職員への人権等の意識啓発が行われている。	○		
②職場での人権研修等が開催されている。		注○	
③職員の自己研鑽の場が設けられている。	○		
4.利用者の家族との連携			
①利用者の家族等と定期的に連絡調整が図られている。	○		
②利用者の家族と支援目標が共有できている。	○		
③職員として利用者の家族から信頼を得られている。	○		
5.外部からのチェック			
①虐待の防止や権利擁護について、外部の専門家らによる職員の評価、チェックを受けている。			注○
②施設事業所の監査において、虐待防止に関わるチェック等を実施している。		注○	
③地域ボランティアの受け入れを積極的に行っている。			注○
④実習生の受け入れや職場見学を随時受けている。	○		
6.苦情、虐待事案への対応等の体制整備			
①虐待防止に関する責任者を定めている。	○		
②虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。			注○
③職員の悩みを相談できる相談体制を整えている。	○		
④施設内で虐待事案の発生時の対処方法、再発防止策等を具体的に文章化している。	○		

### 注

3.②について 今のところないが、近隣において人権等の研修等があれば積極的に参加していく。

5.④について 外部専門家らによる評価は受けていないが、機会があれば是非受けていきたい。

5.②について 監査役という位置付けではないが、管理者が虐待防止に関わるチェック等を実施している。

5.③について 今のところ行っていないが、当方のニーズに合うボランティアがあれば、積極的に受け入れたい。

6.②について 委員会は設置していないが、管理者町田友潤が虐待防止責任者である。